

Title	ラオスの王子,召温猛について
Sub Title	A propos de On-Manh (温猛), fils du Roi du Laos
Author	木村, 宗吉(Kimura, Sokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.2 (1961. 2) ,p.110(232)- 123(245)
JaLC DOI	
Abstract	D'apres l' "Histoire du Laos Francais" de Paul Le Boulanger, Tiao Vongsa, roi de Luang Prabang a la fin du XVIIIeme siecle, n'eut pas d'heritier. Apres sa mort, il y eut des rivalites autour de la succession au trone, et, finalement, Anourout, frere de Tiao Vongsa, acceda au pouvoir. Mais, d'apres des documents historiques de la Chine et du Viet Nam, on suppose que Tiao Vongsa eut un fils, appele On-Manh. A la mort de Vongsa, ce fils n'etait alors qu'un enfant. Arrive a l'age adulte, il engagea la lutte avec Anourout, son oncle adoptif, pour la succession au trone, mais son entreprise se termina par un echec. Avec l'assistance de Gia-long 嘉隆 qui, a cette epoque, avait realise avec succes l'unite du Viet Nam, il se refugia dans ce pays. C'est la qu'il mourut, alors qu'il etait encore tres jeune. Ce prince, n'etant finalement pas monte sur le trone, aurait ete un personnage ignore dans les chroniques du Laos. Les documents de la Chine et du Viet Nam utilises par l'auteur sont les suivants: Ta-ch'ing Shih-lu (大清實錄) Dai Nam liet-truyen (大南列傳) Dai Nam thuc-luc (大南寔錄)
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔研究ノート〕

ラオスの王子、召温猛について

木村宗吉

一

ラオスの年代記に多少なりとも目を通す者が、最初に感じることは、年代記の内容があまり信用のおけるものではないということである。數種の年代記の間には、記事に相違がかなりあり、年代關係も統一されていない。もちろん、正確な部分も、けつして少くはないのだが、どこまでが正しく、どこから怪しくなるかが判然としないのである。このような曖昧模糊とした狀態が、十九世紀におけるフランスの侵入までつづくといつても、いいすぎではない。このような史料の曖昧性は、ラオスに中國流の歴史の記述が發達しなかつたためであるが、また、ラオスが、しばしば近隣諸國に攻められ、宮廷や寺院に保存さ

れていた史料が失われて、断片的になつたためでもある。

このようにラオスの史料は、確かな傍證なくしては信じがたいものであるが、その傍證とは、ラオスの近隣諸國、すなわち、中國・安南・ビルマ・シャム・カンボジアなどの歴史中、ラオスと關係のある部分である。なかでも中國とは、建國者 Fa Ngoum の子であり二代目の王である Sam-Sen-Thai ⁽¹⁾ が、明に朝貢し、永樂二年（一四〇四）宣慰使に任せられてよりこのかた、明・清を通じて、しばしば朝貢している關係にある。中國は、ラオスから、はなはだ遠隔の土地のようであるが、雲南と境を接しており、ラオス北部の情報は、雲南を經由して、かなり中央に報告されていたと考えられる。一方、安南とは、もつと直接的な關係にあり、ラオスの諸王は、しばしば安南に朝貢しているが、また、兩國のあいだには、幾度か、戰争もおこなわれている。

このようなわけで、中國や安南に残された漢文史料から、ラオス史を研究し、ラオスの史料を補強する一法があるのだが、從來こうした研究は、あまりおこなわれておらず、且下われわれは、漢文史料を整理し、漢文史料

に即して、研究を進める必要があるのだ。

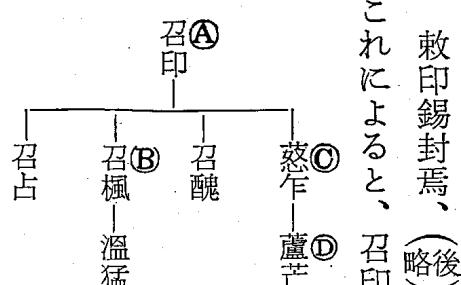
ところで、これから述べようとする召溫猛という人物は、十八世紀末、幼くして父王を失い、王位は叔父に移り、安南に亡命したが、ついに政権の座につくことなく、若くして異郷に客死したラオスの王子である。溫猛の話は、中國および安南の史料に出てくるのであるが、ラオスの年代記には、まったく傳えられていない。以下わたくしは、溫猛の経歴を傳え、溫猛をめぐる問題が、ラオス史のいかなる部分に位置するかについて、卑見を述べたいと思う。

二

溫猛について、まず問題にしなければならぬ史料は、『大南正編列傳初集』卷之三十三外國列傳三南掌のつぎの記事である。

(前) 相傳至召印、召印生四子、長曰慈乍、次曰召醜、次曰召楓、次曰召占、召印死、召楓繼立、召楓死、其子溫猛年甫三歲、慈乍乃據其國、萬象兵來攻、擄慈乍及溫猛母子、以歸萬象、尋放慈乍回、而留溫猛母子、辛亥僞西來攻萬象、溫猛母子乘閒逃回、復

ラオスの王子、召溫猛について



これによると、召印は溫猛の祖父、召楓は父であり、王位は、召印・召楓・慈

乍・蘆芒の順で傳つてい

る。これを系図で示すと

上のようになる。

與慈乍團聚、溫猛稍長、疑慈乍謀害、遂內投雲南、訴于清、清帝錫之敕印、溫猛乃招蠻兵、攻慈乍、至

芒弭、慈乍攻之、溫猛敗走、遁常往來芒縉芒慮閑、迄無定止、後懷敕印、寓于興化召晉州、本朝嘉隆元年秋溫猛聞大兵既定北河、乃因興化鎮目、詣昇隆行在拜賀、帝以天下初定未遑處置、復令歸寓召晉州、

八年北城臣送溫猛于京、帝以溫猛曾受清敕印、送之北去使自爲之謀、乃命移書于清、送溫猛于諒山關竚候、清人以溫猛不能自立、卻之而收其敕印、帝復令挿之召晉州、尋死、先是慈乍既走溫猛、自據其國、及死子蘆芒繼立、遣其臣蛇木、如清求封、清遣人齎

敕印錫封焉、(後)

まず、これらの人物が、ラオス側のいかなる者にあたるかを比定しなければならないのであるが、それには、葱乍と蘆芒から入るのが、よれそудである。というのは、『大清實錄』嘉慶二十四年（一八一九）六月丁未の條に、いきのような記事があるからである。

諭内閣、伯麟等奏、南掌國王遣使進貢、並呈懇頒賜勅印、據情代奏一摺、南掌國自內附以來、乾隆五十九年、曾經頒給勅印、嗣因該國王召溫猛、悞懦不振、流徙越南、經越南國王將勅印恭繳、念其流離、不加聲責、該國事聽其以召蛇榮代辦、現據召蛇榮之子召麟塔度腊虔修職貢、籲懇再頒勅印、著加恩俯允所請再行頒給以示懷柔、

これと、前の『大南正編列傳初集』の記事とを比較すれば、召蛇榮と葱乍とは同一人物であり、召麟塔度腊は蘆芒にあたるということが、容易に察せられるのである。嘉慶二十四年に在位してくるラオス王の名前は、Mantha Thourath とし、召麟塔度腊 (shao-mang-tadu-la) は、一見してわかるように、その音譯である。

『大清實錄』雍正七年（一七二九）九月甲午の條に、雲貴廣西總督鄂爾泰疏言、附近雲南之南掌國王島孫、即は、いわゆる王や貴族の稱號の Chao である。

向化天朝、輸誠納貢、備象一隻、蒲編金字表文一道、

Mantha Thourath の即位した年は、マテュー (A. R. Mathieu) の年表によると一八一五年であり、ル・ブーランジュ (Paul Le Bouanger) の比定では一八一七年であり、嘉慶二十四年は一八一九年にあたるから、いずれにしろ、即位後まもなく、清に朝貢し、勅印を求めたわけである。温猛は、清から勅印を受けたが、結局王位につかず、葱乍すなわち召蛇榮からの子の Mantha Thourath が王位が移つたので、改めて勅印を要求したのである。Mantha Thourath の父王は、Anourout ところ、この王が、温猛の叔父の葱乍にあたる。そうすると、葱乍の父であり温猛の祖父である召印は、Intha Som ふる王にあたり、おもひへ召印の母 (in) は、Intha Son の In の音譯であるうと思われる。Intha Som の在位期間は、マテューの年表では一七三一年から一七五六六年まで、ル・ブーランジュの方は一七一七年から一七七六年までであり、大きな開きがある。

轉乞奏聞、情詞懇切、相應具題請旨、得旨、南掌國遠在西南徼外、從來未通職貢、今輸誠向化、甚屬可嘉、滇省起送來京之時、著沿途地方官、護送照看、應用夫馬食物、著從厚支給、以示朕加惠遠人之至至、

とあり、島孫といふ王は、翌雍正八年、使(5)いを遣わし、五年に一貢を定められ、以後朝貢をつづけてくる。島孫は、召印と同一人物であり、Intha Som をもやん考えられる。そうすると、島孫 (daosun) は、Intha Som の tha Som の音譯などはあるまいが、島孫が、はじめて使いを遣わした雍正七年は一七二九年にあたるから、マテューの年表のように、即位の年を一七三一年とみるより、ル・ブーランジエのように一七二九年にはすでに王位についていたと考える方が順當で、即位後もなく朝貢してきたのである。

Intha Som は、Thène Sao と Thène Kham と Nang Thep Boupha とらう三人の王妃があり、Thène Sao とのあいだには三人の息子と一人の娘、Thène Kham とのあいだには一人の息子と三人の娘、Nang Thep Boupha とのあいだには一人の息子と一人の娘があつたとい

⁽⁶⁾ Intha Som の死後、數人の王子が、つまつまに位を受けつぐのであるが、年表とル・ブーランジエの比定により、王名と在位期間を示すと、つまのようになる。

(ル・ブーランジエ)	
Intha-Som	(1727~1776)
Sotika-Koumane	(1776~1781)
Tiao-Vong	(1781~1787)
空位期間	(1787~1791)
Anourout	(1791~1817)
(年表)	
Intha Som	(1731~1756)
Inthara Vongsa	(1756)
Sotika Koumane	(1756~1769)
Tiao Vongsa	(1769~1787)
空位期間	(1787~1791)
Anourout	(1791~1815)

兩者を比較すると、Intha Som の死んだ年に二十年の開きがあり、それだとまだいと Sotika Koumane の在位期間がずれ、また、Tiao Vongsa の在位期間が、ル・ブーランジエの方は年表によくべし、しかもじゅく短くなっている。年表では Intha Som の死後 Inthara Vongsa といふ王子が統治をあつたが、間もなく死ん

でいる。Tiao Vongsa には世嗣セイシがなく、王位をめぐつて争いがおこり、四年の空位期間がつづく。このひから、王位をめぐる争いの舞臺に登場するのが、あとで述べるよう^(一)に温猛一派であり、その争いに勝つて、世嗣問題に終止符をうつのが、葱年すなわち Anourout なのである。

もし、『大清實錄』乾隆四十六年（一七六一）三月己巳の條をみると、

南掌國王蘇鳴喇薩提拉准第駕公滿、遣掌事使官叭龍整代率叭悶納等、表賀皇太后萬壽皇上萬壽、並貢方物、頒勅宴賚如例、

『大清實錄』乾隆三十四年（一七六九）正月癸丑の條に、

又諭、據永瑞等奏、南掌國王之弟召翁、差遣土目齋稟、探聽進兵消息一摺、所見固是、而於辦理機宜、尙未允協、已於摺內批諭、召翁既爲緬匪拘留五年、今忽遣人探問消息、其情形原屬可疑、（略）

とある。この蘇鳴喇薩提拉准第駕公滿という王は、おそらく Sotika Koumane であろうと思われる。もし、そうならば、一七六一年には、すでに王位についているのであるから、ル・ブーランジェのように、即位の年を一七六年とするのは誤りで、年表のように、すくなくとも一七六一年以前に比定しなければならない。准第駕公滿 (zhun-di-ka-gong-man) は、准の音に多少の開きがあるの記事によつて知られる。

あるが、おそらく Sotika Koumane の音譯であろう。駕の音は、jia であるが、あて字の場合は、ka もよんでもしつかえないのだ。語尾の公滿は、Koumane の音譯である。Koumane は幼い王子を意味し、『大清實錄』道光二十一年七月己卯の條にみえる南掌國長召喇嘛尼呀宮滿や、咸豐三年七月戊午の南掌國長召整塔提腊窟滿の宮滿 (gong-man) も、公滿と回じく Koumane であろう。

(前略) 査詢該國王準第駕公滿物故、是以伊弟召翁、列名具稟之處、此係外夷承替、兄終弟及之常、既據查明、聽其自然可也、將此併諭福康安知之、

そこで、乾隆三十四年正月癸丑の南掌國王は、准第駕公滿すなわち Sotika Koumane であり、その弟の召翁は、Sotika Koumane の弟の Tiao Vongsa であるとがわかる。ル・アーランシエ^(x)によると、Tiao Vongsa は即位前、一七五三年、ビルマ軍がルアンプラバンを攻めた際、とらわれて十二年間ビルマに抑留され、一七六年、逃げかえったところ、Tiao Vongsa の抑留されていた期間など、詳しいことは、さらに研究を加える必要があるが、實錄にいう召翁が緬匪に拘留されていたといふこと、この間の事情をわざるものと思われる。

そこで、まず考へなければならないことは、温猛の父であり Intha Som の子の召楓が、いずれの王にあたるかといふことである。
召楓が死んだ時、その子の温猛が幼いので、温猛が權力を握つたといふことは、思うに、Tiao Vongsa の死後、四年の空位期間があり、王位をめぐつて争いがおこり、結局 Anourout が勝利をおさめたということを、示すのであろう。そうすると、召印の次男の召醜が位をつがず、召印から、ただちに召楓すなわち Tiao Vongsa に王位が移つたようであるが、この記事には混亂があるので、もともと、漢文史料が比較的正確であるといつても、それはいさゞもなく、直接、關係のあ

ていた期間など、詳しいことは、さらに研究を加える必要があるが、實錄にいう召翁が緬匪に拘留されていたといふこと、この間の事情をわざるものと思われる。

III

さて、ここでふたたび、最初に示した『大南正編列傳初集』の記事にもどろく。それによると、「召印が死ぬと、第三子の召楓があとをついだ。召楓が死んだ時、子の温猛は、やつと三才で、叔父の葱乍が、その國を支配した。その時、萬象の兵が攻めてきて、葱乍と温猛母子

る部分であり、いのうた他國の事體は、おも混亂がある似乎是當然である。召楓が Tiao Vongsa であるなれば、召楓の颶 (phong) は召楓の翁 (weng) みな、Vongsa の Vong の指揮なのぢながにへか。

前にも述べたとく、Intha Som は、Thène Sao

と Thène Kham と Nang Thep Boupha などは、人の王妃があつた。ル・ブー・ハム・ヒリモーン、Intha Som は Thène Sao を王妃に選ぶべき、二人のおひだりに生れる長男を、將來王位にいたる約束をしたといふ。そして、Tiao Mang は、王子が生れたが、Tiao Mang は、十五の年に死んだといふのである。しかも、Thène Sao が兼一夫人で、Sotika Kounane やその弟の Tiao Vongsa も、おひだりの系統であったのかやつねだ。前述のとく、Intha Som と Thène Sao のおひだりは、三人の皇子があつたのである。しかしながら、Anourout は、Intha Som と Thène Kham のおひだりは、二人の皇子があつたから、Tiao Vongsa と Thène Sao の系統なのである。Anourout は、Tiao Vongsa の子である温猛の義理の叔父にあたるわ

けである。詳しことはわからぬが、とにかく、Tiao Vongsa の死後の王位をめぐる争いには、Tiao Vongsa の寡婦なりむ、その子の温猛一派と、Tiao Vongsa の異母兄弟とのあひだり、複雑な事情があつたのぢながにへか。いかとふらへんが、考へられるのである。

Tiao Vongsa は、一七八一年、王妃を娶れたといふ。^(註) しかし、かりに翌年王子が生れたとすれば、Tiao Vongsa が死んだ一七八七年は、その王子は、五才とあたる。そうすると、『大南正編列傳初集』によると、召楓が死んだ時、温猛の年が三十といふ記事も、理解である」となる。しかし、いの比較は、かなり薄弱な基礎の上にたりふ。しかも、いの比較は、かなり薄弱な基礎の上にたりふ。しかも、おひだりである。ラオス側の史料に比重を置かず、純た比較は、禁物であるから、あまり深入りするいふは、つてしまだいが、温猛の父の召楓が Tiao Vongsa であるところとは、認めてお、それからめだらのではなかへうか。ラオス側の史料は、Tiao Vongsa が世襲を残せないで死んだといふのが、それは、王子が王位をうけたば、まだ幼ながれだん解してみるのであら。

慈乍と溫猛母子とを、とりこにして、ひきあげたという記事について、説明を加えたい。

ラオスは建國以來、Muong Swaすなわち今日のルアンプラバンが國都であつたが、十六世紀の中頃、ビエンチャンに遷都し、十八世紀初期、この國は、北部のルアンプラバンと中部のビエンチャンと南部のチャムパサックとに分裂し、ルアンプラバンとビエンチャンとは、以來敵對關係をつけた。そして、ルアンプラバンを國都とする國を南掌、ビエンチャンを國都とする國を萬象とよんだのである。わたくしが、これまで述べてきたことは、南掌に關することであるから、ラオス王という言葉を用いたところもあるが、それは正確には、ルアンプラバン王なのである。兩國は、それぞれ安南に朝貢するが、中國へは南掌だけが朝貢し、萬象は使節をおくらなかつた。というのは、萬象から中國へ行くには、南掌の領域内を通らなければならず、兩國が敵對關係にあつたので、それが不可能であったためらしい。

ビエンチャン王 Nanthasène は、ルアンプラバンが王位繼承問題で、めめているのにつけこみ、一七九一年、

ラオスの王子、召溫猛について

ルアンプラバンを攻撃して、おとしいれ、住民を虐殺し、多くの捕虜をとめなつて、ひきあげた⁽¹³⁾。當時、ビエンチャンはシャムの支配下にあり、ルアンプラバンを、あえて併合しなかつたのは、シャムの干涉を恐れたためらしい⁽¹⁴⁾。この事件に關する史料は、あまり殘されておらず、詳しいことはわからぬが、ある傳えでは、Tiao Vongsaの寡婦がビエンチャン側に策應し、Nanthasène の王妃になるという條件で、城の一門をあけ、敵兵を入れたというのである。また別の傳えでは、そのような裏切り行爲はなく、城門は單に攻撃によつて打ち破られた⁽¹⁵⁾。前者は、要するに傳説にすぎないが、しかし、そのような傳説の裏には、Anourout の支配におさまりぬ溫猛母子一派の動きが流れているのではなかろうか。すでに述べたように、『大南正編列傳初集』は、慈乍と溫猛母子とが捕われてビエンチャンに連れ去られたといふが、ラオス側の史料では、Anourout はシャムに逃げた⁽¹⁶⁾というのである。

このころは、阮福映の安南統一の直前であり、辛亥の年、西山がビエンチャンを攻めたという。すなわち、『大

『南正編列傳初集』卷之三十三外國列傳三萬象は、いつものように記してある。

(前) 初暹既立召難、爲國長、有譖召難謀反者、暹王惑之、遂廢召難、而立召印、丙午年召印往朝於暹、我世祖高皇帝駐蹕望閣、召印因往謁心甚敬慕之、既還國聞、帝既克復嘉定、嘗欲遣使納款、路梗不得達、辛亥西賊阮文惠使人索貢、召印不受、乃遣其黨陳光耀、將兵萬餘、攻破其國、掠取寶物、而還留兵按守、召印襲擊俘其衆及旗鼓送于暹、(後)

召難は Nanthesène おれし・難 (nan) だ、Nanthesène の Nan の音譯であり、召印は Intharavong で、印 (in) が、Intharavong の In の音譯である。兩者の統治期間を示すと、以下のようになる。

Nanthasène (召難)	1782~1792	1781~1795
Intharavong (召印)	1792~1805	1795~1804

當時、ムンチャンはシャムに支配されて居るので、王の任命も、すぐてシャム人によりおこなわれている。Intharavong の死後、シャム人の指名により王位につい

た Chao Anou は、シャムの支配を脱せんとして、シヤムと戦い、ついで、ビエンチャン王國を滅ぼさせたのである。⁽¹⁷⁾ ところで、召印がシャムの望閣すなわちバンコックで阮福映に會つたという丙午の年は、一七八六年にあたり、西山がビエンチャンを攻めたという辛亥の年は一七九一年で、ともに Nanthesène の統治期間である。『大南正編列傳初集』は、「遂に召難を廢し、而して召印を立つ」というところから、召印の話に移るが、丙午の年も辛亥の年も、まだ召難の治世なのだ。

西山のビエンチャン攻撃については、また、『大南寔錄正編第一紀』辛亥十二年清乾隆五十六年五月の條に、「先是西賊攻萬象、索貢禮、萬象不受、擊敗之、送俘于暹」とあり、それは、すくなくとも、この年の五月以前であった。前に述べたように、『大南正編列傳初集』によると、温猛母子は西山のビエンチャン攻撃の際、ルアンプラバニに逃げかえったというのであるが、ビエンチャンのアンプラバン攻撃も一七九一年であり、西山のビエンチャン攻撃と、ビエンチャンのルアンプラバン攻撃との前後關係が明瞭でないが、あるいは、ビエンチャンのルア

ンプラバン攻撃は、西山のビエンチャン攻撃のあとであつたのかもしれない。もしそうならば、温猛母子が西山

のビエンチャン攻撃の際に逃げかえつたということは、

意味がなくなるわけだ。ル・ブーランジエは、「いかな

る事件も、*Nanthasène* の治世の初期に、おこらなかつ

た。」といい、その註として、「ペビーの翻譯者によれば、

ビエンチャンは一七九〇年、安南人によつて《荒らされ

た》らしい。ところが當時、西山と阮とは、サイゴンと

キニョンとの周邊で、執拗な戦闘を交えていた。つまり、

安南人がラオスに對して開戦する閑暇や機會をもつてい

たということは、ありうべくもないことなのである。もし侵略があつたとすれば、それは實際には、とかく全般

的な解説を割愛するルアンプラバンの年代記作者によつて、途方もなく誇張された地域的な小ぜりあいにすぎな

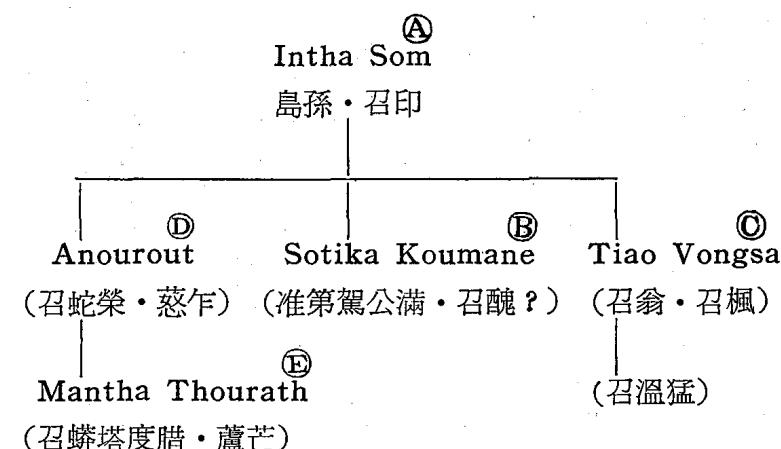
かつたのである。⁽¹⁸⁾」といつている。しかし、西山のビエン

チャン攻撃は歴然たる事實であり、ル・ブーランジエの見解は不當であるが、かりに一七九〇年という年代に誤

りがなければ、それはビエンチャンのルアンプラバン攻撃の前年であつたわけである。

ラオスの王子、召温猛について

以上述べてきたルアンプラバン諸王と温猛との關係を系圖で示すと、つきのようになる。



四

に、『大清實錄』乾隆五十五年（一七九〇）四月乙卯の條

又諭曰、富綱奏、南掌國王遣貢使赴京叩祝萬壽、並進來年例貢、於三月初十日、入內地土司界、四月中旬、可抵省城、(略)

とある。年表によると、Tiao Vongsa の死んだのは一七八七年、その死後、王位をめぐつて争いがおこり、四年間空位期間がつづくのであるが、一七九〇年はこの期間にあたり、この南掌王は、あるいは Anourout にあたるのかもしない。もしそうならば、Anourout の王位は、このころ、ほぼ安定したものとなつたのである。

『大清實錄』乾隆六十年(一七九五)八月癸未の條に、勅諭南掌國王召溫猛曰、(中)爾南掌國王召溫猛、夙隸職方、舊通典屬、際六十周甲國慶之會、正八旬開五曼壽之期、葵向維殷、遙望北辰而介純嘏、龍章用錫、俾奠南服而荷王封、方物具陳、悃忱斯見、今賜爾文綺珍玩、爾其祇受、(略)

とあり、雲南に投じた温猛は、南掌國王に封ぜられるのである。『大南正編列傳初集』に従えば、温猛は清帝から勅印を受けたのち、Anourout と戦うが、敵しがたく、

勅印をもつて安南昭晉州に亡命する。昭晉州は、『大南一統志^北』興化省建置沿革の昭晉州の條に、「東西距二百六十六里、南北距三百十三里、東至文盤(Vănbàn)州界二百二十九里、西至清國廣陵州界即我國舊嵩陵州三十七里、南至瓊崖(Quỳnh-nhai)州界二百二十二里、北至水尾(Thuỷvỹ)州界九十一里、本李登州地、黎初置今州名、土酋刁氏世襲、本朝嘉隆初因之、(後)」とあり、大體において、Yen-bai 省の北西部から、Lào-kay 省の西部に跨る地方である。

『大南寔錄正編第一紀』嘉隆元年(一八〇二)六月の條に、

南掌^{一名}國王昭^{蠻俗國長}溫猛來賀、溫猛昭⁽¹⁹⁾森之孫、昭楓之子、年甫三歲、其伯^{皆稱爲昭}伯是母兄^{蠻俗通稱爲伯}昭蛇榮據國、及長內投雲南、訴于清、清帝賜之勅印、封南掌國王事在清乾^{隆六年}、溫猛當在奔播無援、未敢歸國、與部屬往來於芒緝^芒、芒慮^閉、^{屬清雲}、迄無定止、復自懷勅印移寓于昭晉州、至是聞大兵定昇龍城、乃因興化鎮目引赴行在拜賀、帝以天下初定未遑處置、復令歸寓昭晉州、^{南省}とあり、すでに自力では王位につくことはおろか、歸國

することもできなかつた溫猛は、時あたかもよし、當時、統一の業なつた嘉隆帝に、拜賀にことよせて、たよるにしかずと考え、數年前、清から勅印を受けた身をさいわい、ハノイに出かけたのである。しかし嘉隆帝は、ていよくことわり、溫猛は、ふたたび昭晉州に流寓することになつた。それから七年、溫猛にとつて、情勢は、だいぶ、かわつてくる。

すなわち、『大南寔錄正編第一紀』嘉隆八年（一八〇

九）四月の條に、

送南掌國長昭溫猛于清、初溫猛失國、奔投昭晉州、帝克北河、溫猛詣行在拜見、帝以國家甫定未遑遠略、遣歸昭晉州、而諭令鎮臣聽其去住、後溫猛與州人刁國威有隙、乘夜遁去、州長使其屬肥寨尋之弗獲、詐稱溫猛已途死、去年溫猛就鎮申訴、城臣具表送來京、帝與羣臣議曰、溫猛投于我欲借聲勢以復國耳、興滅繼絕固王者之仁、而勤兵於遠、所得不補所失、溫猛曾受清勅印、不如送之北去使爲之謀、清人受之則溫猛有所歸、如其不受我有辭矣、乃命移書于清、送溫猛于諒山關竚候、清人以溫猛不能自立郤之、而收其

勅印、帝復令城臣安捕溫猛于昭晉州、賜之銀一百兩、錢二百緡、溫猛尋病歿、

とある。だいたい、安南が溫猛を引き受けたのも、溫猛が清の勅印を受けており、王位をつかせる名目もたつから、溫猛を援助して、王位奪回に成功した暁は、安南は南掌に對して有利な位置に立つことができるという下心がなかつたとはいえない。ところが、今となつては、溫猛の無力も目にみえており、國には Anourout といふ、れつきとした王が君臨しているので、この望みは捨てざるをえない。こうして溫猛の援助に見切りをつけたあげく考えたのは、とにかく溫猛は清から勅印を受けているのであるから、清に押しつけるに、こしたことはないということである。そこで、書を清に送ることになつた。これに對する清朝側の出方は、『大清實錄』嘉慶十五年（一八一〇）正月庚午の條に詳しい。

諭軍機大臣等、百齡奏派員出關傳詢南掌國酋長召溫猛出奔遷徙情形一摺、據稱召溫猛翼懦無能、不克凝承錫命、不卽聲罪、已足示矜卹亡酋、今流寓夷邦、祇可聽其去住等語、所見俱是、召溫猛前於乾隆五十

九年請封時已在播遷之際、迨祇受勅印後、又未能返其國都、力圖恢復、祇在外潛匿、流徙越南國境、且

於召蛇榮設謀索害時、倉猝逃遁、竟致遺棄勅印、似此懦弱不振、豈能復掌國事、伊既與阮福映有舊、自應聽其在越南國居住、著百齡傳諭阮福映、以召溫猛既受錫封、不克自立、輾轉播遷、褻棄天朝勅印、本有應得之罪、姑念其流離失所、不加聲責、但內地不應收留、應聽越南國自爲安置、(略)

とあり、結局、清朝も、溫猛には王位に復する實力なしと認め、安南の提案を拒絶した。今や溫猛は、安南からも清からも見はなされ、ふたたび昭晉州に流寓する身となつた。そして、そのい聞もなく、その地において病歿したのである。

溫猛の父 Tiao Vongsa の死んだ年を一七八七年、そ

の時の溫猛の年を三才として計算すれば、安南が清に書を送った嘉隆八年すなわち一八〇九年は、溫猛一十五才の時のことである。いのように、溫猛が Anourout と争つた時期は、まだ若年であり、溫猛の運動は、Tiao Vongsa の寡婦である溫猛の母親と、その一派とが、溫

猛を擁して Anourout と王位を争つた事件とみる」とがであるのである。

Anourout は、一八一五年⁽²⁰⁾あるいは一八一九年⁽²¹⁾に死んだといわれ、王位は、その子の Mantha Thourath に受けつがれた。そして、Mantha Thourath がなんらか召麟塔度腊は、嘉慶二十四年(一八一九)冒頭に引用したように、改めて清に勅印を求めたのである。

以上わたくしは、中國ならびに安南の史料にあらわれた、溫猛をめぐるラオス諸王の名前、順序等について考え、溫猛一派の運動を、Tiao Vongsa 死後の王位繼承の争いの時期におく」とがであるのではなかろうか、といふことを述べた。要するに溫猛は、王位に登る機会を得ず、ラオスの年代記から闇扱された存在だったのである。

註

(1) 『大明實錄』永樂二年四月丁亥の條にある。Sam-Sen-Thai ば刀線夕と書かれておる。いふてよどむ。Henri Maspero が擷摘して云ふ。(“Etudes d’Histoire d’Annam”,—BEFEO, t. XVIII, n°3 (1918), p. 36.

(2) P. Le Boulanger, Histoire du Laos Français

- (1930), p. 201.

A.R. Mathieu, "Tableau chronologique de l'histoire du Laos", —France-Asie, t. XII, mars-avril-mai (1956), (Présence du Royaume Lao), p. 735.

(20) 楠山 (nô-sâ) 普 Anourout 朝 nou 朝 Anourout t 朝 Auguste Pavie 朝 Anourout 楠山 Anourotta 朝 (A. Pavie, Mission Pavie: Indochine, 1879—1895, Études diverses, t. II. Recherches sur l'histoire du Cambodge, du Laos et du Siam(1898), pp. 135~136.

(21) A.R. Mathieu, op. cit., p. 733.

P. Le Boulanger, op. cit., p. 188.

(22) 『大越鑑』 楠山 朝 | 朝 Bui Quang Tung, "Chao Anou, roi de Vientiane à travers les documents vietnamiens", —Bulletin de la Société des Études Indochinoises, t. XXXIII, n° 4 (1958).

(23) P. Le Boulanger, op. cit., p. 192.

(24) T.Guignard, Dictionnaire Laotien-Français (1912), p. 381.

(25) P. Le Boulanger, op. cit., pp. 194~195.

(26) P. Le Boulanger, op. cit., p. 198.

(27) P. Le Boulanger, op. cit., p. 192.

(28) P. Le Boulanger, op. cit., pp. 198~200.

(29) A. R. Mathieu, op. cit., p. 735.

(30) P. Le Boulanger, op. cit., pp. 200~201.